

# 告示

## 埼玉県告示第八百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる納付事務について、同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 納付事務、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

納付事務	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
放置違反金の納付に関する事務	東京都区港区台場二丁目三番二号 ユーシーカード株式会社 代表取締役社長 中西 章裕  東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝 好	令和五年三月一日から令和六年二月二十九日まで  同右

二 指定をした日

令和五年三月一日